

議案第44号

前橋市介護保険条例の改正について

令和6年3月14日提出

前橋市長 小川 晶

前橋市介護保険条例の一部を改正する条例

前橋市介護保険条例（平成12年前橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「3万3,300円」を「3万4,400円」に改め、同項第2号中「5万1,800円」を「5万2,600円」に改め、同項第3号中「5万5,500円」を「5万3,400円」に改め、同項第4号中「6万4,700円」を「6万8,100円」に改め、同項第5号中「7万4,000円」を「7万7,400円」に改め、同項第6号中「8万3,200円」を「8万9,700円」に改め、同号イ中「若しくは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同項第7号中「9万2,500円」を「9万9,800円」に改め、同号イ中「若しくは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同項第8号中「10万3,600円」を「11万6,100円」に改め、同号イ中「若しくは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同項第9号中「11万1,000円」を「13万1,500円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「若しくは次号イ」を「又は次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同項第10号中「12万9,500円」を「15万900円」に改め、同号ア中「700万円」を「520万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」を加え、同項第11号中「14万8,000円」を「22万500円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第10号の次に次の4号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 16万6,400円

ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 18万1,800円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 19万7,300円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 20万8,900円

ア 合計所得金額が2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第2条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「1万8,500円」を「2万1,200円」に改め、同条第3項前段中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項後段中「1万8,500円」を「2万1,200円」に、「3万3,300円」を「3万7,100円」に改め、同条第4項前段中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項後段中「1万8,500円」を「2万1,200円」に、「5万1,800円」を「5万3,000円」に改める。

第4条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に改め、「（第1項に規定する者を除く。）」を削り、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の前橋市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。